

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十月二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項1口中

一、九〇〇

を

一、九〇〇円。た  
交通法施行令（昭  
政令第二百七十号  
表において「令」  
第三十三条の六の  
掲げるやむを得な  
め免許証の更新を  
ができなかった者  
験にあっては、八

だし、道路  
和三十五年  
。以下のこ  
という。）  
二第六号に  
い理由のた  
受けること  
に対する試

に改め、同項2口、3口、4イ及び5口中

一、九〇〇

〇〇円

を  
 一、九〇〇円。ただし、令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八〇〇円

に改め、同表十五の項を次のように改める。

<p>十五 法第九十二条                  第一項の規定による運転免許証の交付</p>	<p>運転免許証交付手数料</p>	<p>1 令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付に係るもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>一、七〇〇円（法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許証の交付に代える場合にあつては、一、七〇〇円に当該他の種類の免許の数に二〇〇円を乗じて得た額を加えた額）。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一五〇円</p>
<p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>二、〇五〇円（法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許証の交付に代える場合にあつては、二、〇五〇円に当該他の種類の免許の数に二〇〇円を乗じて得た額を加えた額）。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一五〇円</p>		

別表第一七の表十六の項中「三、五〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同表二十六の項中「第百四条の四第六項」の下に「（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表二十七の項中「第百四条の四第七項」の下に「（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「二十九の項」の下に「及び三十の項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

#### 提 案 説 明

道路交通法施行令の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。